

平成19年第1回

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

7月臨時会会議録

平成19年7月26日 開会
同 日 閉会

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

平成19年第1回大阪府後期高齢者医療広域連合議会（7月臨時会）会議録（第1号）

平成19年7月26日（木曜日） 午後2時23分開議

○出席議員

1 番	北山 良三	2 番	神原 昭二
3 番	太田 勝義	4 番	河本 正弘
5 番	西林 克敏	6 番	吉川 敏文
7 番	中塚 茂春	8 番	渡邊 稔
9 番	榎木 猛	10 番	和田 学
11 番	溝口 浩	12 番	奥野 学
13 番	原口 芳生	14 番	広瀬 ひとみ
15 番	東口 晃治	16 番	來山 利夫
17 番	山本 三郎	18 番	野田 義和
19 番	北林 充	20 番	仁部 順行

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

広域連合長	吉道 勇
副広域連合長	關 淳一
副広域連合長	森山 一正
事務局 長	九鬼 康夫
事務局次長	松本 考史
資格管理課長	隅野 巧
給付課 長	清水 均

○職務のため出席した者

書 記	大西 のぶえ
書 記	福富 規博
書 記	関 一

○議事日程

第1 仮議席の指定

第2 議長の選挙

追加議事日程

第1 副議長の選挙

第2 議席の指定

第3 会議録署名議員の指名

第4 会期の決定

第5 議員提出第1号議案 大阪府後期高齢者医療広域連合議会会議規則制定の件

議員提出第2号議案 大阪府後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則制定の件

議員提出第3号議案 大阪府後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例制定の件

第6 第1号議案 大阪府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件

第7 第2号議案 大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意をを求める件

第8 第3号議案 大阪府後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数に関する条例制定の件

第4号議案 大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員条例制定の件

第5号議案 大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会設置条例制定の件

第6号議案 大阪府後期高齢者医療広域連合行政手続条例制定の件

第7号議案 大阪府後期高齢者医療広域連合情報公開条例制定の件

第8号議案 大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例制定の件

第9号議案 大阪府後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定の件

第10号議案 大阪府後期高齢者医療広域連合の財政事情の作成及び公表に関する条例制定の件

第11号議案 大阪府後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件

第9 第12号議案 大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について同意を求める件

第10 第13号議案 大阪府後期高齢者医療広域連合広域計画作成の件

第 1 1	第 1 号報告	平成 1 8 年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算の専決処分の件
	第 2 号報告	平成 1 9 年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算の専決処分の件
第 1 2	第 3 号報告	大阪府後期高齢者医療広域連合公告式条例制定の専決処分の件
	第 4 号報告	大阪府後期高齢者医療広域連合の休日を守る条例制定の専決処分の件
	第 5 号報告	大阪府後期高齢者医療広域連合事務分掌条例制定の専決処分の件
	第 6 号報告	大阪府後期高齢者医療広域連合職員定数条例制定の専決処分の件
	第 7 号報告	大阪府後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例制定の専決処分の件
	第 8 号報告	大阪府後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例制定の専決処分の件
	第 9 号報告	大阪府後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例制定の専決処分の件
	第 1 0 号報告	大阪府後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例制定の専決処分の件
	第 1 1 号報告	大阪府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例制定の専決処分の件
	第 1 2 号報告	大阪府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例制定の専決処分の件
	第 1 3 号報告	大阪府後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例制定の専決処分の件
	第 1 4 号報告	大阪府後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例制定の専決処分の件
	第 1 5 号報告	大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例制定の専決処分の件
	第 1 6 号報告	大阪府後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例制定の専決処分の件
	第 1 7 号報告	大阪府後期高齢者医療広域連合長期継続契約に関する条例制定の専決処分の件
第 1 3	第 1 8 号報告	大阪府後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定の専決処分の件

第14 大阪府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙

○会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時23分 開議

○事務局 失礼いたします。

本臨時会は、大阪府後期高齢者医療広域連合議会の議員選挙後、初の議会でございます。したがって、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員に臨時議長を務めていただくことになっております。本日出席の議員の中で、山本三郎議員が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。

それでは、山本議員、議長席へご着席をお願いいたします。

[臨時議長着席]

○事務局 それでは、よろしくをお願いいたします。

○山本臨時議長 ただいまご紹介いただきました山本三郎でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたしません。

平成19年第1回大阪府後期高齢者医療広域連合議会7月臨時会の開会に先立ち、広域連合長からごあいさつがあります。

吉道広域連合長。

[広域連合長 吉道 勇君 登壇]

○吉道広域連合長 大阪府後期高齢者医療広域連合長の吉道でございます。

大阪府後期高齢者医療広域連合議会の臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、広域連合議会の臨時会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、平成20年4月に施行される後期高齢者医療制度の運営主体として、本年1月17日に広域連合が設立をされ、私は、関係市町村長さんのご信任をいただき、同日付で広域連合長に就任をさせていただきましたが、1年余りの極めて限られた時間の中で新たな医療制度をスムーズに施行させるという責任の重大さを実感いたしているところであります。

制度施行に向け、課題は山積をいたしておりますが、高齢者の方が安心して医療を受けられるよう、円滑な制度施行を目指して専心努力をいたす決意でございます。

議員各位におかれましても、格段のご指導、ご鞭撻を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。

さて、本日の臨時会におきましては、人事案件3件、条例案9件、専決処分事案の報告18件等のご審議をお願いするものでございます。後ほど提案内容をご説明させていただきますが、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、甚だ簡単でございますが、開会に先立つごあいさつといたします。

○山本臨時議長 広域連合長のごあいさつは終わりました。

ただいまの出席議員は20名で、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

ただいまより平成19年第1回大阪府後期高齢者医療広域連合議会7月臨時会を開会いたします。
本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

次に、日程第2、議長の選挙を行います。

議長の選挙は、広域連合規約第10条第1項の規定により行うものでございます。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名
推選したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○山本臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことと決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、臨時議長が指名することにいたしたいと存じま
すが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○山本臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。
それでは、指名いたします。大阪府後期高齢者医療広域連合議会議長に太田勝義議員を指名いた
します。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました太田勝義議員を議長の当選人と定めることにご異
議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○山本臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、太田勝義議員が大阪府後期高齢者医療広域連合
議会議長に当選されました。ただいま当選された太田勝義議員が議場におられますので、当選を告
知いたします。

それでは、当選されました太田議長から、ごあいさつをお願いいたします。

太田議員。

〔太田勝義君 登壇〕

○太田議長 ただいま議員各位のご推挙を賜り、広域連合議会議長の重責をおあずかりすること
になりました太田勝義でございます。

もとより微力ではございますが、広域連合議会の円滑な運営を行い、住民の負託にこたえられる
よう努めてまいる所存でございますので、議員の皆様方並びに広域連合長を初めとする理事者各位

におかれましては、格段のご支援、ご協力をお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。
どうもありがとうございました。

○山本臨時議長 ありがとうございました。

これで、私の臨時議長の職務は終了いたしましたので、議長と交代いたします。不慣れな進行でございましたが、皆様方のご協力をいただきまして、無事大役を果たすことができました。誠にありがとうございました。

〔臨時議長自席へ、議長着席〕

○太田議長 それでは、会議を始めます。

日程につきましては、お手元に配付いたしております議事日程に従って進めてまいりたいと思います。

これより、追加日程第1、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○太田議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選と決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○太田議長 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。大阪府後期高齢者医療広域連合議会副議長に、渡邊稔議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました渡邊稔議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○太田議長 ご異議なしと認めます。よって、渡邊稔議員が大阪府後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選いたしました。

ただいま当選されました渡邊稔議員が議場におられますので、当選を告知いたします。

それでは、当選されました渡邊副議長からごあいさつをお願いいたします。

渡邊議員。

〔渡邊 稔君 登壇〕

○渡邊副議長 議員各位のご推挙により、広域連合議会副議長の要職につくことになりました渡邊稔でございます。

人格、見識ともに卓越された太田議長のもとで、議員の皆様方のご支援、広域連合長を初めとす

る理事者の皆様方のご協力を賜りながら、広域連合議会の円滑な運営に最善の努力を尽くす決意でございます。

皆様方におかれましては、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう切にお願いを申し上げ、就任のごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○太田議長 ありがとうございます。

引き続きまして、追加日程第2、議席の指定を行います。

ただいまご着席の仮議席を本議席に指定いたします。

次に、追加日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番、北山良三議員及び2番、神原昭二議員を指名いたします。

次に、追加日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日7月26日の1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○太田議長 ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日7月26日の1日と決定いたしました。

追加日程第5、議員提出第1号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合議会会議規則制定の件」を議題といたします。

提案者を代表し、神原昭二議員に提案理由の説明を求めます。

神原議員。

〔2番 神原昭二君 登壇〕

○神原議員 議員提出第1号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合議会会議規則制定の件」について、提出者を代表いたしましてご説明いたします。

議員提出議案の議案書1ページをお開き願いたいと存じます。

大阪府後期高齢者医療広域連合議会規則につきましては、地方自治法の規定により、議会は会議規則を定めなければならないとされております。広域連合の初議会に当たり、本規則を提案するものであります。

この規則は、議案の提出、議事日程、表決の方法等、広域連合議会の会議運営に関して必要な事項を定めるものでございます。

説明は以上でございます。

次に、議員提出第2号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則制定の件」について、提出者を代表してご説明いたします。

議案書の17ページをお開き願いたいと存じます。

大阪府後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則についてでございますが、この規則は、傍聴手続、議場における規律等、広域連合議会の傍聴に関して必要な事項を定めるものでございます。

説明は以上でございます。

次に、議員提出第3号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例制定の件」について、提出者を代表してご説明いたします。

議案書の25ページをお開き願いたいと存じます。

大阪府後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例についてでございますが、この条例は、広域連合議会に事務局を置く旨を定めるものでございます。

説明は以上でございます。

○太田議長 本件について、北山議員から通告がありましたので、質問を許可いたします。

北山議員。

〔1番 北山良三君 登壇〕

○北山議員 連合議会議員の北山良三でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長のお許しをいただきまして、ただいまご上程に相なりました会議規則及び傍聴規則について、私の方から質疑をさせていただきたいと思っております。

まず最初にお伺いいたしますが、大阪府内の全市町村を網羅して拘束していく初めての広域連合の議会ということでありまして、その議論と決定の内容は、府内のすべての後期高齢者はもちろんのことながら、そのご家族にも大変大きな影響を与えるものであります。その関心と注目は極めて大きなものがあると思っております。

そこでお聞きいたしますが、まず、この会議規則及び傍聴規則について、自由闊達な議論、そして慎重なる審議、さらに市民に開かれた議会、そして公開度の高い議会、これがより一層求められていると思っておりますが、この点でのご見解をお聞きしたいと思います。

○太田議長 これより提案者の答弁を求めます。

神原議員。

〔2番 神原昭二君 登壇〕

○神原議員 お答え申し上げます。

北山議員ご指摘のとおり、広く府民の生活、また医療にかかわる部分でございますので、会議の公開、さらには府民全体にわかりやすく、また責任ある会議であるべきだというふうに考えております。

○太田議長 北山議員。

〔1番 北山良三君 登壇〕

○北山議員 ただいまのご答弁を踏まえまして、以下具体的に質問させていただきたいと思っております。

まず、会議で議員が発言するという場合には、一定の節度を守りつつ、最大限自由闊達に行われ

るべきだ、ただいまのご答弁もそのお立場だと解釈をいたしました。

本広域連合議会は、後期高齢者医療制度に限定した極めて専門的議会であるという位置づけがされております。専門的議会であるがゆえに、一般の地方議会と異なりまして、本会議と各種委員会に分けて議論されるという形態をとらないと、こういうふうにお伺いしております。そういう特殊性をまず踏まえまして、ただ、一般議会の場合は、各種の委員会、これが開かれまして、かなりテーマごとに自由に質疑が行われ、また議案の内容や問題点がより鮮明にされた上で、本会議で修正案や対案なども示され、そして討論を行い、表決を行っていくと、こういうふうになっております。つまり、委員会で自由な質疑が保障されているからこそ、本会議での発言への一定の制限も許されると、このようになっていると理解いたします。

本提案の会議規則でございますが、その中に、質疑は3回以内と、こういう趣旨の提案になっております。ちなみに、私は大阪市会の出身でございますが、大阪市会の会議規則を見てみますと、その第5章、発言、討論及び動議の項の第22条にこのように記されております。質疑は同一議題で3回まで、このように制限が記されております。しかし、同じ大阪市会の会議規則第9章の委員会という項の中の第44条を見ますと、委員は議題について自由に質疑し、または意見を述べる事ができると、このように記されております。回数制限などは一切ございません。つまり、委員会での自由な質疑や討論を保障した上で、本会議での質疑を3回までと制限しているわけでありまして。

ところが、本広域連合議会の場合は、先ほど申し上げたように委員会を設けるわけではございません。この本会議と委員会が一体で議論がされる、こういう特殊性を持っている、その会議規則で、質疑を3回まで、こういう制限を加えることが妥当なのかどうかということでもあります。この、質疑を3回に制限するという根拠は一体どこにあるのかご答弁いただきたいと思っております。

○太田議長 神原議員。

〔2番 神原昭二君 登壇〕

○神原議員 広域連合議会におきましては、先ほどもございましたように、審議の対象となる事項は後期高齢者医療制度に限定されているということからしまして、委員会は設置せずに本会議において議案等の審議を行うということといたしております。この議会におきましては、会期の制約がある以上、発言回数に一定の制限を加えることは当然のことだというふうに考えておりますし、また、そのことが必要な議論を封じるということにはならないだろうというふうに考えております。

また、仮に、議案の内容によりまして発言回数3回の中では十分議論が尽くせないということが明らかであるという場合には、議長のご判断によることになるというふうに思いますが、ただし書きの規定によりまして、3回を超える発言についても認められる場合もあるというふうに理解しております。一律的に制限を設けているものではございません。そういうことでご理解をお願い申し上げます。

○太田議長 北山議員。

〔1番 北山良三君 登壇〕

○北山議員 会議規則というのは、まさに原理原則を記されているわけでありまして、その原理原則が質疑3回まで、こういう規定はそもそも間違っていると私は思います。広辞苑によりますと、質疑とは、疑いあるところを問いただすことと記されております。提出される議案に対して疑いあるところが3カ所までしかないとは限りません。また、一度問いただしたからといって問題が明確にされるとも、これまた限りません。同じ問題点であっても別の角度から問いたださなければならぬことも出てくるわけでありまして。こういうことを原理原則で決める会議規則で、質疑を、つまり疑いあるところを問いただすのを3回までにしろと、こういう規定が果たして妥当なのかどうか、これは極めて重大な私は間違いだと思えます。

そういう意味では、私は次の3点について修正すべきだと考えますが、お考えをお聞きしたい。

まず、会議規則第44条に規定している発言の事前通告について、この点では文書に限定している条項になっておりますが、文書だけではなしに口頭でもいけるようにする、こういうような修正が要るのではないかと。

2つ目には、会議規則第47条第3項で規定している、質疑で自分の意見を述べるできない、この項は、これは削除すべきだと考えます。

そして、3つ目に、会議規則第48条に規定している、質疑は同一議題で3回までとしているものを、討論を同一議員、同一議題で3回までとし、質疑には回数制限を設けないようにすべきだと思いますが、この3点についてのお考えをお聞きしたいと思えます。

○太田議長 どうですか、神原議員。答弁あるようでしたらお答えいただいても結構ですし、どうでしょうか。

はい、神原議員。

〔2番 神原昭二君 登壇〕

○神原議員 当面の議会の運営にかかわる部分としての会議規則ということでのご提案でございます。いろいろとご指摘のような事態もあり得るかというふうにも思いますが、当面はこうした規則で全体のご理解をいただく中で進めていっていただきたいということで提案をさせていただいておりますので、よろしくご理解をお願い申し上げたいと思えます。

○太田議長 北山議員。

〔1番 北山良三君 登壇〕

○北山議員 今、自由闊達なる議論という観点から質疑をさせていただきましたが、次に、会議の公開性、公開度を高めていく、こういう観点から傍聴規則についても質疑をさせていただきます。

傍聴規則では、傍聴定員を30人というふうに記されております。どんな会場であっても一律に30人と定めなければならない根拠は一体どこにあるのかお答えいただきたいと思えます。

○太田議長 神原議員。

〔2番 神原昭二君 登壇〕

○神原議員 傍聴の定数の関係についてでございますけれども、傍聴の定員につきましては、ごらんのとおり議場の広さということにも物理的な条件もございますから、その管理上、一定の定員を設けたということでご理解をお願いしたいと思います。

また、30人という定数の設定につきましては、他府県の例を比較いたしましても、特段に制限をしているということでは考えておりませんので、よろしくご理解をお願いいたします。

○太田議長 北山議員。

〔1番 北山良三君 登壇〕

○北山議員 一般傍聴を最大限保障するというのは、市民に開かれた議会、公開度の高い会議にしていく上で、これは当然のことだと考えます。直接の傍聴だけではなく、例えば第2会場、第3会場などでテレビモニター傍聴や、あるいは各家庭に向けたテレビでの生中継、あるいはインターネット中継、こういう間接的方法も含めまして、広く市民に会議の内容を見ていただく、知っていただく、これは今日当然の流れだと考えます。

こういう会議の公開度を高めていこうという時代の流れの中で、どんな会場であっても一律30人、こういう規則を決めるということは、私は避けるべきだし、やってはならないことだと考えます。

これに関連いたしまして、私、会場の設定についても一言申し上げたい。本広域連合は大阪府内の全市町村を網羅して形成され、また、その議会での審議と決定は大阪府内の全市町村を拘束していくというものであります。その会議会場として各市町村議会の会議場を使用するという方法も検討してみてもどうか、こう思います。中でも交通の利便性、あるいは事務局の設置場所、こういう点をかんがみれば大阪市会の会議場を使用するという方法も、これは大いに検討すべきだと考えます。ホテル等の使用に比べまして経費の削減、議会会場に必要な設備の整備、会議日程の柔軟な対応などの面に加えて、かなりの多人数の傍聴を保障することにもつながると考えます。この点でのご見解、いかがでしょうか。

○太田議長 神原議員。

〔2番 神原昭二君 登壇〕

○神原議員 議場におけます傍聴に関しましては、先ほどもお答え申し上げましたとおり、定員に一定の定めを持つということは必要だというふうに考えておるところでございますけれども、傍聴される希望者がこれをはるかに超えるということが予測されるということでありましたら、今もございましたように別室で音声聴取やモニター視聴という方法も考えるべきだというふうに思いますし、議場、この場での直接的な傍聴ということと別枠で会場等の手配を考慮しながら、今後、今もございましたように会議場所を含めた部分で前向きに検討していく必要があるかなというふうに考えておるところでございます。

○太田議長 北山議員。

〔1番 北山良三君 登壇〕

○北山議員 次に、会議規則の第13条、議員による議案の提出、第15条の動議成立に必要な賛成者の数、第16条の修正の動議の規定について正しく理解できる文章に改め、かつ整合性あるものにしていくべきだと考えて、以下質疑をさせていただきます。

まず、会議規則第13条には、地方自治法第112条第2項の規定による議案の提出についてのみ規定しております。これは、団体意思の決定に関する議案のみの規定でありまして、機関意思の決定に関する議案の規定が記されておられません。第16条の修正の動議の条文には、法の規定以外にその他のものについての規定が記され、機関意思の決定に関しても文章化されているのに、13条の議案の提出の条文からは抜け落ちております。この点、なぜ13条にはその他の項を抜け落とさせているのか、この点お伺いしたいと思います。

○太田議長 神原議員。

〔2番 神原昭二君 登壇〕

○神原議員 特別な理由はございません。

○太田議長 北山議員。

〔1番 北山良三君 登壇〕

○北山議員 ならば、私は、この13条にはきちっとその他のものに対する規定、つまり機関意思の決定に関する条文、文章を加えるべきだと、このように考えます。そもそも、その他の、つまり機関意思決定の場合、どれだけのいわば発議者と賛成者を要するということになるのか、この点お答えいただきたいと思います。

○太田議長 神原議員。

〔2番 神原昭二君 登壇〕

○神原議員 第13条に係りましては、議案提出に当たって必要な賛成者の数を定めておりません。したがって、議会の機関意思の決定に係る議案については、議員一人でも発議することが可能だというふうに考えております。

以上でございます。

○太田議長 北山議員。

〔1番 北山良三君 登壇〕

○北山議員 ならば、会議規則第13条については、機関意思の決定に関する議案の場合は発議者だけで議案の提出ができるという解釈ですので、その他のものについては賛成者の連署を必要としなさい、こういう文章を加えるべきだと思いますが、そのように修正するお考えはおありでしょうか。

○太田議長 神原議員。

〔2番 神原昭二君 登壇〕

○神原議員 先ほどもお答えしましたように、第13条の議案提出におきましては、いかなる要件も法定されておりませんが、すべてにかかって1人で提案ができるということでは、なかなか收拾がつかないということも考えられるということで、第16条、第15条にかかわる賛成者の連名が必要であるというふうに規定をしたところでございます。

○太田議長 北山議員。

〔1番 北山良三君 登壇〕

○北山議員 答弁の順番を間違えているのではないかと思います、私が申し上げたのは、第13条の規定の中に、先ほどのご答弁にあったように機関意思決定、その他のものの議案提案の場合は発議者のみで議案提案できるというご答弁だったわけですから、文章には何も書いてないので、書いてなければわからないので、その旨をきちっと書き加えるべきではないかということで、具体的に、その他のものについては賛成者の連署を必要としない、この一文を加えるべきではないかと申し上げたんです。この点でのご答弁をお願いしたいと思います。

○太田議長 神原議員。

〔2番 神原昭二君 登壇〕

○神原議員 ご提案させていただいております会議規則は、基本的には市の標準会議規則を参考に立案したものでございまして、いずれの公共団体におきましても、こうした準則的なものを参考に、独自に会議規則を制定しているわけでありまして、ご指摘の点については何ら問題があるという認識は持っておりません。

○太田議長 北山議員。

〔1番 北山良三君 登壇〕

○北山議員 それでは、会議規則の第16条には、法第115条の2の規定以外のその他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、このようになっておりますが、この文章をそのまま読めば、発議者と賛成者2人以上の連署、つまり3人以上が必要というふうに解釈できるんですが、そういう解釈で合っているんでしょうか。

○太田議長 神原議員。

〔2番 神原昭二君 登壇〕

○神原議員 第16条に規定されております2人以上の賛成者という理解につきましては、発議者を含めて2人以上の賛成者という趣旨でありまして、2人以上の議員の方からによって修正動議を提出することが可能だというふうに考えております。

○太田議長 北山議員。

〔1番 北山良三君 登壇〕

○北山議員 原案の文章ではそのようには読みとれません。したがって私は、これをただいまご答弁のとおり解釈するには修正が必要だと考えます。つまり、発議者と賛成者合わせて2人以上の

連署が必要、こういう解釈ですので、発議者と1人以上の賛成者の連署と文章上修正すべきだと思いますが、そういう修正のご意思はおありでしょうか。

○太田議長 神原議員。

〔2番 神原昭二君 登壇〕

○神原議員 先ほどもお答えしましたように、円滑な議事運営の観点から、こうした賛成者の数を市の会議規則を参考にしながら定めたものでございまして、こういう点がわかりにくいと言われる方もあるかわりに、表現は違って内容の持つ意味は一緒だという理解をしていただく方もあるというふうに思っております。あえて訂正の必要はないというふうに考えます。

○太田議長 北山議員。

〔1番 北山良三君 登壇〕

○北山議員 さらに、会議規則第15条では、動議の成立要件として、他に2人以上の賛成者、つまり3人が必要と記されております。議案の提出要件も修正動議の提出要件も、法の規定により議員定数の12分の1以上、つまり本広域連合議会においては議員定数20人の12分の1以上、すなわち2人以上を必要要件と定めていることに比べ、動議の成立要件として3人以上必要という規定は整合性に欠けるものと言わざるを得ません。せめて議案提出や修正動議の提出と同数の2人以上、すなわち発議者と他に1人以上の賛成者の連署と、このように修正すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○太田議長 神原議員。

〔2番 神原昭二君 登壇〕

○神原議員 第15条の動議成立にかかわってでございますが、これに必要な賛成者の数につきましては、円滑な議事進行のために定めるものでございまして、2人という数につきましては、先行の広域連合の規定を参考に規定したものであります。議案提出や修正動議の提出という議員にとって重要な権利を最大限確保するために、1人あるいは2人以上からの提出を認めているのに対して、動議成立については議事進行の必要性から一定の制約を設けているものでございまして、特にバランスを欠くというものではないというふうに考えております。

○太田議長 北山議員。

〔1番 北山良三君 登壇〕

○北山議員 最後の質問をさせていただきます。

本会議規則では、会議の議事録の保存義務を記されておられません。一般的な地方議会にあっては、会議規則あるいは公文書管理条例などの中で、議会議事録の保存について定められております。しかし、本広域連合にあっては、議会議事録の保存についての定めは、今回提案されている他のどの議案にも設けられておられません。したがって、会議規則の中で、一般的な地方議会の議事録の例にならって永年保存、こういうふうにしちっと会議規則に明記すべきだと考えますが、この点でのご

見解をお伺いしたいと思います。

○太田議長 神原議員。

〔2番 神原昭二君 登壇〕

○神原議員 会議議事録につきましては、極めて重要な公文書であるために、当然に永年保存するという事にいたしますが、会議規則に必ずしも規定しなければならない事項ではないため、明文の規定を省略したものでございます。よろしくご理解ください。

○太田議長 北山議員より通告のありました質疑については以上でございます。

修正案の動議について、ただいま配付いたしておるわけでございます。お目通しのとおりだと思います。

引き続きまして、提案理由といたしまして、修正案について質疑は通告がありませんので質疑なしと認めますが、これより討論に入りたいと思います。北林議員より討論を求められております。北林議員。

〔19番 北林 充君 登壇〕

○北林議員 修正案につきまして、反対討論をいたします。

会議規則は議会運営の公正と効率性を確保するために定めるものでございます。まずはこの趣旨を十分に踏まえる必要が肝要と考えております。

○北山議員 議長、発言の途中申し訳ありませんが、議事の進行について動議を提出いたします。

○太田議長 何の件ですか。

○北山議員 というのは、修正案の提案を私まださせていただいておりませんので、今の反対討論については修正案の提案の後に討論をいただけたらということで、順序を、私の提案の説明討論を先にお願ひしたいと。

○太田議長 議長において、先ほど来のいろいろの中で修正案が既に含まれているように理解いたしました。失礼いたしました。

それでは、北山議員より修正案を改めてご提案いただきたいと思います。

失礼いたしました。北林議員に深くお詫び申し上げます。

〔1番 北山良三君 登壇〕

○北山議員 私は、ただいま上程されました議員提出第1号議案、大阪府後期高齢者医療広域連合議会会議規則及び議員提出第2号議案、大阪府後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則に対する修正を求める動議についてご説明いたします。

修正提案の内容は主に4点であります。

第1は、会議で議員が発言する場合には、一定の節度を守りつつ最大限自由闊達に行われるべきとの観点からの修正であります。そのために、次の3点の修正を提案いたします。

第1は、会議規則第44条に規定している発言の事前通告は、文書で行うことを義務づけるのではなく、口頭など他の方法でも可能とするように改めること。第2は、会議規則第47条第3項で規定している、質疑で自分の意見を述べることができないという制限を取り払うこと。第3に、会議規則第48条に規定している、質疑は同一議題で3回までとしているものを、討論を同一議員、同一議題で3回までとし、質疑には回数制限を設けないようにすることというものであります。

第2は、会議の公開という原則を最大限尊重し、会議に支障を来さない限り一般傍聴を最大限保障するという観点から、傍聴規則第4条に規定している、一律に30人の傍聴定員とせず、会議の都度、会場の事情などを踏まえた対応に改めるというものであります。

第3は、会議規則第13条の議員による議案の提出、第15条の動議成立に必要な賛成者の数、第16条の修正の動議の規定について、正しく理解できる文章に改め、かつ整合性あるものにしていくというものであります。

第4は、新たに第73条として、会議の議事録の保存義務を永年と明記する条項を追加するというものであります。

次に、修正提案の理由についてご説明いたします。

まず、大前提として、本広域連合議会は後期高齢者医療制度に限定して審議し、決定していく専門的議会であると同時に、大阪府内の全市町村を網羅して拘束していく初めての広域連合の議会であり、その議論と決定の内容は、府内のすべての後期高齢者はもちろん、そのご家族にも大きな影響を与えるものであり、その関心と注目は極めて大きなものがあるという点をご理解いただきたいのであります。だからこそ、自由闊達な議論と慎重な審議、そして市民に開かれた議会、公開度の高い会議がより一層求められているということを強調したいのであります。

その上に立って、自由闊達な議論に向けての修正についてご説明いたします。

本連合議会は、専門的議会であるがゆえに、一般の地方議会と異なって、本会議と各種委員会に分けて議論されるという形態をとらず、一体で議論されるという特殊性を考慮しておく必要があります。一般の地方議会の場合、各種の委員会でテーマごとに自由に質疑が行われ、議案の内容や問題点がより鮮明にされた上で、本会議で修正案や対案なども示されたりしながら討論を行い、表決を行っていくというふうになっています。つまり、委員会での自由な質疑が保障されているからこそ、本会議での発言への一定の制限も許されているのであります。

ところが、原案の会議規則はその違いを踏まえたものになっていません。その最たるものが質疑の3回制限であります。大阪市会の会議規則を見てみると、第5章、発言、討論及び動議の第22条に、質疑は同一議員で3回までの制限が確かに記されています。しかし、第9章、委員会の第44条では、委員は議題について自由に質疑し、または意見を述べることができると記され、回数制限など一切ありません。つまり、委員会での自由な質疑や討論を保障した上で本会議での質疑を3回までと制限しているのであります。原案の会議規則は、一般の地方議会の本会議での質疑の制限の

部分だけを丸写しにし、委員会での自由な質疑の部分を抜かしてしまっているのです。

広辞苑によりますと、質疑とは、疑いあるところを問いただすことと記されております。提出される議案に対して、疑いあるところが3カ所までしかないとは限りません。一度問いただしたからといって問題が明確にされるとは限りません。同じ問題であっても別の角度から問いたださなければならぬことも出てまいります。本広域連合議会では、それらの質疑も一般質問や討論も同じ会議で行われるのですから、議会のチェック機能を十分果たすという点から見て、質疑の回数に制限を設けるというやり方は間違っているとわざるを得ません。発言の事前通告の方法の修正も、質疑で自分の意見を述べるができないという制限を取り払うという修正も、同様の理由によるものであります。

次に、一般傍聴人の定員についてであります。

どんな会場であっても一律に30人と定めなければならない根拠が一体どこにあるのでしょうか。一般傍聴を最大限保障するというのは、市民に開かれた議会、公開度の高い会議にしていく上で当然のことではないでしょうか。その意味では、直接の傍聴だけでなく、第2会場、第3会場などでのテレビモニター傍聴や、各家庭に向けたテレビでの生中継やインターネット中継などの間接的方法での傍聴も検討すべきであります。会議の公開度を高めていこうという時代の流れの中で、どんな会場であっても一律30人と傍聴規則で決めてしまうということは、時代遅れのそしりは免れません。

これに関連して、会場の設定についても一言申し上げます。本広域連合は大阪府内の全市町村を網羅して形成され、また、その議会での審議と決定は大阪府内の全市町村を拘束していくというものであります。その会議会場として各市町村議会の会議場を使用するという方法もぜひ検討いただきたいと考えます。中でも交通の利便性や事務局の設置場所などをかんがみれば、大阪市会の会議場を使用するという方法は最も効率的だと考えます。ホテル等の使用に比べて経費の削減、議会会場に必要な設備の整備、会議日程の柔軟な対応などの面に加えて、かなり多人数の傍聴を保障することにもつながります。

次に、議案の提出、動議の成立、修正の動議に関する文書の明確化と整合性についてであります。

まず、会議規則第13条には、地方自治法第112条第2項の規定による議案の提出についてのみ規定しております。これは団体意思の決定に関する議案のみの規定であり、機関意思の決定に関する議案の規定が記されていません。第16条の修正の動議の条文には、法の規定以外にその他のものについての規定が記され、機関意思の決定に関しても文章化されているのに、第13条の議案の提出の条文からは抜け落ちております。これでは整合性はとれません。

ましてや、先ほどの質疑で明らかになったように、機関意思の決定に関する議案の場合は発議者だけで議案の提出ができるという解釈だということですから、その他のものについては賛成者の連署を必要としないと文章化しなければ、原案の文章だけでは全く理解できません。

また、会議規則第16条には、法第115条の2の規定以外のその他のものについては2人以上の賛成者とともに連署してとなっておりますが、この文章をそのまま読めば、発議者と賛成者2人以上の連署、つまり3人以上が必要としか解釈できません。先ほどの質疑では、発議者と賛成者合わせて2人以上の連署が必要との解釈だという提案者の見解が示されましたが、ならば、そう理解できるように、発議者と1人以上の賛成者の連署と修正すべきだと思います。

さらに、会議規則第15条では、動議の成立要件として他に2人以上の賛成者、つまり3人が必要と記されています。議案の提出要件も修正動議の提出要件も、法の規定により議員定数の12分の1以上、つまり本広域連合議会においては議員定数20人の12分の1以上、すなわち2人以上を必要要件と定めていることに比べ、動議の成立要件として3人以上必要との規定は整合性に欠けるものと言わざるを得ません。せめて議案提出、修正動議の提出と同数の2人以上、すなわち発議者と他に1人以上の賛成者の連署と修正すべきだと考えます。

最後に、議事録の保存についてであります。

一般的な地方議会にあつては、会議規則あるいは公文書管理条例などの中で議会議事録の保存について定められています。しかし、本広域連合にあつては、議会議事録の保存についての定めは、今回提案されている他のどの議案にも設けられておりません。したがって、会議規則の中で、一般的な地方議会の議事録の例にならって永年保存と明記すべきだと考えます。

以上をもって修正動議の説明といたしますが、各議員の皆様におかれましては、この趣旨をご理解賜りまして、ご賛同くださいますようお願い申し上げます、発言を終わります。

○太田議長 これより討論に入ります。北林議員より求められております。

北林議員。

一括して反対討論をいたしてもらいます。

[19番 北林 充君 登壇]

○北林議員 議会会議規則と傍聴規則一括して修正案につきまして反対討論をいたします。

会議規則は、議会運営の公正と効率性を確保するために定めるものでございます。まずはこの趣旨を十分踏まえる必要が肝要であると考えております。

第13条及び第16条につきましては、修正案は原案の趣旨内容とほぼ同様であり、単なる文言修正に過ぎないと思います。あえて文言を追加する必要はないと考えております。原案において特に解釈を誤ることは考えられませんので、修正には及ばないと思います。

第15条の動議成立に必要な賛成者の数につきましては、議会運営の効率性の確保の観点からいたしますと、一定数は必要であり、修正案の所定人数は妥当とは考えられないと考えます。

第44条の発言通告に関しましては、議事運営の円滑化とともに、議会において十分な議論を尽くすために最も必要なものであり、その内容に関しましては文書でもって明確化すべきものと思います。

第47条第3項の規定は、質疑の一般的性質を定めるものであり、これを削除することは質疑の趣旨を没却するものであると考えます。

第48条の質疑回数制限につきまして、これを撤廃すると、議会運営が混乱に陥るおそれがあると思います。一定の会期中で会議を行う以上、会議の秩序保持や能率的運営から、質疑回数制限を設けることはいたし方ないこととございます。これを設けることが直ちに議会運営の公正を欠くものとは考えられません。

会議録の保存については、会議規則に規定するまでもなく永年保存することは当然であり、特段の規定は不要であると考えます。

以上につきましては、会議規則に係る修正案でございます。

続きまして、傍聴規則につきましての反対討論をいたします。

傍聴定数につきましては、議場の広さには物理的な制約がありますから、その管理上一定の定数を設けるべきものであると考えます。また、30人という定員の規定を置くこと自体は、そもそも住民の議会を傍聴する権利を侵害するものではないと考えます。また、次の定例会以後、会議の公開に関する……

○太田議長 発言者、ちょっと待ってください。

傍聴人、今討論の真っ最中ですので、よろしく願います。

○北林議員 また、次の定例会以降、会議の公開に資する手法を検討し、議場における傍聴とは別に、別室における会議の視聴を可能とするなど、会議の公開の趣旨がより全うする対応を行うことは当然のことであると考えております。

また、先ほどありましたように、会議場の使用について、大阪市会の会議場を使用するなど、以後検討課題もあると考えております。

こうしたことを前提とした上、あくまで議場における秩序維持の観点等から、傍聴定数を規則において定めることが必要であると考えます。

以上、大阪府後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則に係る修正案につきまして反対討論をいたしました。委員諸兄の賢明なる判断を求めるものでございます。

○太田議長 傍聴人に申し上げます。議長においてかなりの時間を私も発言の機会を与えております。先ほど来3回という議論ありましたが、北山議員にも何回も機会も与えております。次に引き続いて修正案に対する賛成討論も設けておりますので、代表して議員が答弁、質問いたしますので、その方の意見をよくお聞きいただきたいと思います。ご協力のほどお願いいたします。

続きまして、広瀬議員より賛成討論を求められておりますので、発言を許したいと思います。

広瀬議員。

[14番 広瀬ひとみ君 登壇]

○広瀬議員 ただいま提案のありました議員提出第1号議案、大阪府後期高齢者医療広域連合議会

会議規則に関する修正案に対しまして賛成討論をいたします。

広域連合の設立準備会事務局が昨年10月につくられた設立準備に関するQ&Aには、広域連合議会の議員定数は、行財政改革を推し進めている市町村が設立主体であることから、効率的な組織で運営することが求められること、また議会の規模は実質的な審議を行うための適正な規模が望ましいと書かれています。

連合議会は広域連合の意思決定機関でありますから、民主的な審議が保障されなければならないことは言うまでもありません。行財政改革とは、コスト削減のみが観点ではなく、住民の皆さんのニーズや期待にどうこたえるかということも重要な視点です。とりわけ後期高齢者医療制度は、高齢者を初めご家族の皆さんにも大変大きな影響を与えるものであり、住民の皆さんの声を反映した審議ができる議会としなければなりません。こうした点から、現在の20名という議員定数に私自身は疑問を持っておりますが、現時点ではこの定数での議会運営を前提に、住民の声の反映と議会のチェック機能を果たすことができる、実質的で、そして民主的な審議を保障する議会の会議規則が必要です。

先ほどご紹介をしたQ&A、また先ほどからのご答弁でもお話がありましたけれども、議会への委員会の設置については、広域連合議会において審議される議案は後期高齢者医療制度に関することに限定されており、そもそも議会における実質的な議論を確保する点から定数を定めたことから、常任委員会は設置しない予定だと書かれています。しかし、提案をされている会議規則は、質疑に対し3回との制約を課しています。

先ほど、議長の許可があれば3回を超しても質疑をすることができるんだということでありましたけれども、基本的に委員会のような自由な発言が保障されてはいないわけです。北山議員の方から質疑が行われておりましたが、何度質疑が行われていたのか私も数えてはおりませんでしたけれども、3回を超えるたくさんの質疑の中で、また一問一答の質疑の中で、傍聴に来られている皆さんにも非常にわかりやすい内容であったのではないかと思います。こうした実質的な審議が今後この広域連合議会では行えなくなってしまうというのは極めて問題ではないでしょうか。

実質的な審議のためにと定数を絞り、そして定数を絞ったがゆえに委員会の設置も行わない上に、今度は質疑に制限を課すというのでは、実質的な審議よりも効率的な審議を求めていると思われかねません。大阪府下ですべての市町村が参加する初めての広域連合、こうして議会が設置をされたわけですから、今後設置をされるこうした連合議会のモデルともなるものです。こうした点からも、自由で闊達な議論を保障する質疑のために回数制限を設けないことなど、民主的な議会運営を求めるこの修正案に賛成をし、また原案には反対である旨を表明いたします。

続きまして、傍聴規則について、修正案に賛成、また原案に対して反対の立場から討論をさせていただきます。

傍聴の希望があれば、これを許可するのが基本であり、一般傍聴者の定員を30名としているのは、

あくまでも会議場の都合です。しかしながら、本日も会議場の都合といいながら、また30名の定員を設けながら、30名を超える皆さんが既に傍聴をされているわけです。常設の会議場を持たない連合議会において、規則に定員を定める必要も、根拠ありません。行財政改革というなら、会議費を削減する観点からも、また傍聴者を可能な限り受け入れるという点からも、先ほどからお話がありましたように、参加自治体の施設の活用等も積極的に検討をすべきです。

すべての市町村からわずか1名ずつ来られても傍聴者を受け入れることができない30名という定員は極めて問題であり、こうした傍聴規則は認められない。修正案にあるように、傍聴人数の撤廃をする、これが求められていると申し上げまして、討論といたします。

○太田議長 第1号議案、第2号議案通じて修正案、あるいは討論、あるいは賛成討論ということでございましたので、以上で討論を終わらせていただきたいと思います。

それでは、提案あるいは反対、賛成討論は一括してなされましたけれども、一応採決は別々にさせていただきます。

まず、第1号議案、会議規則について採決に入ります。

まず、修正案について採決いたします。北山議員及び広瀬議員から提出されました修正案に賛成の方にご起立を願います。

[賛成者起立]

○太田議長 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。原案に賛成の皆さんの起立を求めます。

[賛成者起立]

○太田議長 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議員提出第2号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則制定の件」を議題といたします。

先ほどの反対、賛成討論は以上でございます。

これより採決に入ります。

まず、修正案について採決いたします。北山議員及び広瀬議員から提出されました修正案に賛成の方にご起立を願います。

[賛成者起立]

○太田議長 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。原案に賛成の皆さんの起立を求めます。

[賛成者起立]

○太田議長 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議員提出第3号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例制定の件」を議題といたします。

本件につきましては、質疑及び討論の通告はございませんでした。

お諮りいたします。本件を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○太田議長 よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、追加日程第6、第1号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

吉道広域連合長。

〔広域連合長 吉道 勇君 登壇〕

○吉道広域連合長 第1号議案、大阪府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてご説明を申し上げます。

人事案件の議案書1ページをお開きください。

広域連合規約第11条第1項におきまして、広域連合に副連合長4人を置く旨定められております。副広域連合長につきましては、規約第12条第4項の規定により、関係市町村の長のうちから議会の同意を得て選任することとなっております。

この規定に基づきまして、關淳一氏、中司宏氏、森山一正氏、上垣正純氏の4人を副広域連合長に選任いたしたくご提案するものであります。

何とぞよろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○太田議長 提案理由の説明が終わりました。

第1号議案について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより直ちに採決をいたします。

大阪府後期高齢者医療広域連合副広域連合長に、關淳一氏を選任することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○太田議長 起立多数であります。

次に、大阪府後期高齢者医療広域連合副広域連合長に、中司宏氏を選任することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○太田議長 起立多数であります。

次に、大阪府後期高齢者医療広域連合副広域連合長に、森山一正氏を選任することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○太田議長 起立多数であります。

次に、大阪府後期高齢者医療広域連合副広域連合長に、上垣正純氏を選任することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○太田議長 起立多数であります。よって、第1号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件」は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ただいま選任同意いたしました副広域連合長のうち、關副広域連合長及び森山副広域連合長が本日の会議に出席されます。どうぞご入場願います。

〔副広域連合長入場〕

○太田議長 それでは、ただいま同意されました副広域連合長を代表して、關副広域連合長からあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。

なお、また、お二方の市長さんにおかれましては、公務のため、非常に今回のこの会議は大幅に遅れておりますので、何とぞ皆さま方のご了解いただきまして、あいさつの後退席されますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

それでは、關副広域連合長、ごあいさつ願います。

關副広域連合長。

〔副広域連合長 關 淳一君 登壇〕

○關副広域連合長 ただいま副広域連合長の選任につき、ご同意をいただきました關淳一でございます。

もとより微力ではございますが、広域連合長を補佐し、後期高齢者医療制度の円滑な運営に全力を尽くす覚悟でございますので、ご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○太田議長 それでは、關副広域連合長並びに森山副広域連合長におかれましては公務のため退席されます。

〔副広域連合長退席〕

次に、追加日程第7、第2号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、原口芳生議員の退席を求めます。

〔原口芳生君 退席〕

○太田議長 提案理由の説明を求めます。

吉道広域連合長。

〔広域連合長 吉道 勇君 登壇〕

○吉道広域連合長 第2号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件」につきまして、ご説明を申し上げます。

人事案件の議案書2ページをお開きください。

広域連合規約第16条第1項におきまして、広域連合に監査委員2人を置く旨定められております。その選任につきましては、同条第2項の規定より、議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営にすぐれた識見を有する者及び広域連合議員のうちから、その1人を選任することとされております。

この規定に基づきまして、識見を有する者といたしまして高橋敏朗氏を、広域連合議員のうちから選任する者といたしまして原口芳生氏を、それぞれ監査委員に選任をいたしたく、ご提案を申し上げる次第であります。

何とぞよろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○太田議長 提案理由の説明が終わりました。

第2号議案について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員に、識見者として高橋敏朗氏を、広域連合議会選出として原口芳生氏を選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○太田議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

退席中の原口芳生議員の入場を許可いたします。

〔原口芳生君 入場〕

○太田議長 次に、追加日程第8、第3号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数に関する条例制定の件」から、第11号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件」までの9件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

九鬼事務局長。

〔事務局長 九鬼康夫君 登壇〕

○九鬼事務局長 それでは、日程第8の提案説明を行います。

第3号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数に関する条例制定の件」から、第11号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件」までの9件につきまして、一括してご説明を申し上げます。

人事案件を除く提出議案の議案書1ページをお開きください。

第3号議案、大阪府後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数に関する条例でございますが、この条例は、大阪府後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数を毎年2回と定めるものでございます。

次に、2ページをお開きください。

第4号議案、大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員条例でございますが、この条例は、地方自

治法第292条において準用する同法第200条第2項及び第202条の規定に基づき、大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員に関する必要な事項を定めるものでございます。

4ページをお開きください。

第5号議案、大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会設置条例でございますが、この条例は、地方公務員法第7条第3項の規定に基づき、広域連合に公平委員会を設置する旨定めるものでございます。なお、本条例の制定に伴いまして、公平委員会の事務部局の職員の定数を定める必要がございますので、本条例附則第2項におきまして、大阪府後期高齢者医療広域連合定数条例の一部を改正することとしております。

5ページをお開きください。

第6号議案、大阪府後期高齢者医療広域連合行政手続条例でございますが、この条例は、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るため、条例等に基づく処分及び届け出並びに広域連合の機関が行う行政指導の手続に関し、必要な事項を定めるものでございます。

20ページをお開きください。

第7号議案、大阪府後期高齢者医療広域連合情報公開条例でございますが、この条例は、公正で開かれた行政の推進を目的として、広域連合の保有する行政文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、行政文書の公開に関する必要な事項及び情報公開審査会の設置等について定めるものでございます。

34ページをお開きください。

第8号議案、大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例でございますが、この条例は、広域連合の保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いに関する事項及び個人情報保護審査会の設置等について定めるものでございます。

59ページをお開きください。

第9号議案、大阪府後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例でございますが、この条例は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものでございます。

61ページをお開きください。

第10号議案、大阪府後期高齢者医療広域連合の財政事情の作成及び公表に関する条例でございますが、この条例は、地方自治法第292条において準用する同法第243条の3第1項の財政に関する事項の公表に関し必要な事項を定めるものでございます。

63ページをお開きください。

第11号議案、大阪府後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正でございますが、さきにご提案申し上げた公平委員会設置条例、情報公開条例及び個人情報保護条例の制定に伴いまして、公平委員会委員、情報公開審査会委員及び個人情報保護審査会委員

の報酬を定める必要がございますことから、特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例を一部改正し、それぞれの報酬につきまして、公平委員会委員4,000円、情報公開審査会委員及び個人情報保護審査会委員8,000円を定めるものでございます。

なお、いずれの条例につきましても施行日は公布日といたしております。

第3号議案から第11号議案までの説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○太田議長 提案理由説明が終わりました。

第3号議案から第11号議案までの9件のうち、第8号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例制定の件」について、広瀬議員から通告がありましたので、質問を許可します。

広瀬議員。

〔14番 広瀬ひとみ君 登壇〕

○広瀬議員 ただいま提案のありました第8号議案、個人情報保護条例について質疑をさせていただきます。

後期高齢者医療制度の実施に当たって、個人情報が確実に守られるかどうかというのは非常に大きな問題だと思います。広域イーサネットを利用して、これまで各市町村の中にとどまっていた個人情報を広域連合に提供されるわけです。住基ネットの基本情報のみならず、所得の状況や生活、身体の状態までわかる情報も含まれるわけですから、本条例の内容も極めて重要だと思います。

そこで、以下4点についてお聞きをいたします。

まず1点目です。35ページですが、第2条に実施機関の定義があります。その次の第3条では実施機関の責務、第4条では住民の責務、第5条では事業者の責務がそれぞれ定められております。市町村の責務については記載がありませんが、実施機関の責務と同様の責務を市町村は負うものと考えますが、なぜここに明記をされていないのかお聞きをいたします。

2点目です。38ページ第8条に利用及び提供の制限が書かれています。3項ですが、非常に難解です。実施機関は、法令等の規定に基づき提供する場合で、個人の権利利益を侵害するおそれがないと当該実施機関が認める場合は、実施機関以外のものに、通信回線により結合された電子計算機を用いて個人情報の提供ができると読めるわけですが、つまりこの際には審議会の意見は聴かなくてもよいのかどうか。高齢者の医療の確保に関する法律では、広域連合は、被保険者の資格、後期高齢者医療給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者の収入状況等につき、市町村に対し、必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることができる旨が規定をされています。しかし問題は、通信回線により結合された電子計算機を用いて、個人情報の提供に当たって個人情報がきちんと保護されるのかどうかという点ですから、やはりこれは審議会のご意見を聴くべきではないかと思います。どのようにこの条文を解釈すればよいのか。また、実際にはこの条例によって審議会も設置されていくわけですから、この点についてご意見を聴いていかれる予定なのかどう

かお伺いをいたします。

次に、第9条は適正な管理、第10条が委託に伴う措置等について書かれております。適正な管理のために審議会に対し運用状況の報告を行うこと、委託に当たっても当然審議会の意見を聴くことが必要ではないかと思えます。条例では必要な措置を講じなければならないと記載されているところですが、どう取扱いをされるのかお伺いしておきます。

4点目に、57ページです。第6章から罰則規定が書かれています。委託を受けた者が不正行為を行った際の罰則規定はありますが、事業者に対する規定がありません。これは必要ではないかと思えますが、いかがでしょうか。

以上、4点についてまずお答えをいただきたいと思えます。

○太田議長 理事者の答弁を求めます。

松本事務局次長。

[事務局次長 松本考史君 登壇]

○松本事務局次長 お答えいたします。

まず、第1点目でございますが、個人情報保護条例にかかわります実施機関の責務と申しますのは、我々広域連合のことでございます。住民の責務というのは、大阪府の場合でしたら大阪府民全体ということでございます。特段、市町村の責務というのをここに課しておりませんけれども、基本的には、市町村は市町村の中でそれぞれ個人情報保護条例お持ちでございますので、広域連合と市町村の関係において、特段広域連合の個人情報保護条例での定めは要らないというふうに解釈をしておるところでございます。

それから、2点目でございますけれども、審議会に広域連合と市町村のネットワークを我々構築しておりますけれども、それについて審議会に諮るのかどうかということでございます。個人情報保護条例の第8条におきまして、ネットワーク通信回線によって結合された電子計算機を用いて個人情報の提供を行う場合について、例外規定等も定めておりますけれども、先ほど委員の方から法令の規定によるものは例外規定の一つではないかというふうな趣旨のご発言がありましたけれども、私どもとしては、高齢者の医療の確保に関する法律の中では、直接的に市町村からの情報を広域連合が収集すること、もしくは賦課情報を市町村に提供することについて、それを義務づけるというような旨の定めはないというふうに認識しておりますので、議員ご指摘のとおり、この議案が成立いたしましたら速やかに審議会にお諮りをいたしまして、慎重な審議を重ねてまいりたいというふうに思っております。

それから、次に委託についてどう扱うのかということでございます。これは我々も委託契約に当たりましては個人情報保護の取扱いについて極めてやはり慎重に行うべきだと思っておりますので、その契約条項の中に明確にそういう個人情報保護条例を遵守するというふうな旨の規定を設けてまいりたいというふうに思っております。

それから、4点目でございますけれども、いわゆる罰則規定についてでございます。罰則規定につきましては、第59条から63条にかけまして、本人にかかります罰則がございます。これだけで十分なのかどうかということで、本人だけではなくて、その本人が所属している、例えば会社でありますとか団体についての罰則等も考慮すべきではないかというご指摘もいただいておりますけれども、現在のところ大阪府内の市町村でそういった規定を持っておりますのは18市町ということでございますし、近畿府県の中でも滋賀県のみが、そういう法人、団体に対する罰則を持っております。我々としましては、そういった周囲の状況も見ていきながら、今後引き続いて、この罰則について、必ずしも罰則を設けたから個人情報保護が徹底されるというものとも限りませんし、罰則についてはある程度慎重であるべきだというふうに思っております。そういった趣旨も踏まえまして、今後動向を踏まえて引き続いて検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○太田議長 広瀬議員。

〔14番 広瀬ひとみ君 登壇〕

○広瀬議員 お答えをいただきましてありがとうございます。

まず、1点目の市町村の責務についてですけれども、これはやはり他の広域連合さんの条例等を見ましても、実施機関と同列に市町村に対して責務を規定しているというところがあります。住民に対しても責務を規定するわけですから、当然一緒になって業務を行っていく市町村に対して、これは規定するというのが当たり前ではないかというふうに思います。

次に、先ほどの電子計算機の結合に関して審議会の意見を聴くかどうかという点なんですけれども、条文、やはり非常に複雑で読みにくいものとなっております。今後これはわかりやすいものに改定をしていただくと、審議会に諮っていくということなので、この点では十分にご議論をいただきたいというふうに思いますし、また委託に関しましては、現在のところは審議会の中で諮る予定はないということなわけなんですけれども、条例では必要な措置を講じなければならないとなっておりますので、決して諮ってはいけないということにもなっておりませんから、これやはり委託をしていくということは本当に重要な情報の取扱いに関することなので必要ではないかと思います。ちなみに、東京都、またほかの広域連合においても、やはり委託に際してもこうした審議会に諮っていく、これを条例の中で規定をされているわけですから、同様のやはり取扱いをぜひともしていただきたいと、この点は要望をしておきたいというふうに思います。

罰則規定についてなんですけれども、なぜその罰則規定を行うことに慎重になければならないのか、この点が非常に不明確だと思います。確かにおっしゃっているように罰則規定を設けたからといって情報流出が起これなくなるのかというふうなものではないと思います。しかし、それを避けるためにできるだけことをやっておかなければならないというのもやはり当然のことではないでしょうか。条例の中に両罰規定を設けていくということも必要ですし、またその契約に当たって、

仮にその中の社員の1人が、また派遣社員の1人がそういう情報流出事故を起こした場合、契約の解除を行う、また損害賠償を行う、そういうことはやっぱりきちんと明示をしておかなければならないというふうに思うわけです。この点についても今後ぜひともご検討をしていただきたいというふうに思います。仮にこの情報の流出問題が起きれば、その被害はやはり極めて甚大だというふうに思うんです。この個人情報保護条例と、またセキュリティポリシーに基づく運用によって万全の対策を期していただくようお願い申し上げまして、質疑を終わらせていただきます。

○太田議長 通告のございました質疑及び討論は以上でございます。

これより本9件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本9件を原案とおとり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○太田議長 ご異議なしと認めます。よって、本9件は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第9、第12号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

吉道広域連合長。

〔広域連合長 吉道 勇君 登壇〕

○吉道広域連合長 第12号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について同意を求める件」についてご説明を申し上げます。

人事案件の議案書3ページをお開きください。

ただいま大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会設置条例を原案のとおりご可決をいただきました。

公平委員会は、地方公務員法第9条の2第1項により、3人の委員をもって組織することとされております。

この規定に基づきまして、山野良太郎氏、中塚桂子氏、磯野英徳氏の3人を公平委員会委員に選任いたしたく、ご提案申し上げます。

何とぞよろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○太田議長 提案理由の説明が終わりました。

第12号議案については、質疑及び討論の通告はございませんので、直ちに採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○太田議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、追加日程第10、第13号議案「大阪府後期高齢者医療広域連合広域計画作成の件」を議題と

いたします。

提案理由の説明を求めます。

九鬼事務局長。

〔事務局長 九鬼康夫君 登壇〕

○九鬼事務局長 第13号議案、大阪府後期高齢者医療広域連合広域計画についてご説明いたします。
議案書65ページをお開きください。

広域計画は、広域連合及び広域連合を組織する市町村の事務運営の指針とするものに、後期高齢者医療制度の事務を総合的かつ計画的に処理するために、地方自治法第291条の7第1項の規定に基づいて作成するものでございます。

広域計画の作成に当たりましては、同条の規定により議会のご議決が必要でありますことから、ご提案申し上げるものでございます。

広域計画には、広域連合規約第5条の規定により、後期高齢者医療制度の実施に関連して、広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事並びに広域計画の期間及び改定に関する事を定めております。

計画期間につきましては平成19年度からの5年間とし、その後5年を単位に改定することといたしております。なお、広域連合長が必要と認めた場合には、随時改定を行うこととします。

事業計画についてでございますが、平成19年度につきましては、平成20年4月の制度施行に向け、広域連合及び関係市町村におけるネットワークシステムの構築、被保険者台帳の作成等、後期高齢者医療制度の実施体制の確立に向けた必要な準備作業を行うことといたしております。

平成20年度以降につきましては、資格管理に関する事、医療給付に関する事、保険料の賦課徴収に関する事、保健事業に関する事、その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務のそれぞれについて、広域連合及び市町村が行う事務の基本的内容を記載しております。

広域計画の概要は以上のとおりでございます。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○太田議長 提案理由説明が終わりました。

第13号議案について、北山議員から通告がありましたので、質問を許可いたします。

北山議員。

〔1番 北山良三君 登壇〕

○北山議員 それでは、ただいまご提案ございました広域計画案について幾つか質問をさせていただきたいと思っております。

ただいまのご提案にありましたように、この広域計画は大変大事な重要な位置づけがされておりました、法の上でも大変重要な位置づけがされております。

そこで、まずお伺いをいたします。今回の提案に至る経過として、この広域計画案が大阪府民の

ご意見を事前に聴取する、こういう機会を設けられたかどうか、この点まずお伺いをしたいと思います。

○太田議長 松本事務局次長。

〔事務局次長 松本考史君 登壇〕

○松本事務局次長 ただいま、広域計画の策定に当たって、いわゆる府民の皆さん方の意見を聴取して作成したのかということでございますけれども、広域連合設立後速やかに広域計画を策定して、議会に諮り議決を得るということが地方自治法の規定でも決まっておりますので、そういう時間的な制約もございまして、この広域計画そのものを事前に府民の皆様方にお諮りするということについては手続を行っておりません。

○太田議長 北山議員。

〔1番 北山良三君 登壇〕

○北山議員 昨年の6月にこの法律が成立をしたわけでありますが、その際、国会での質疑が行われております。この制度を実施するに当たって、当該する75歳以上の高齢者を初め広く国民の皆さんからのご意見をきちっと反映させていく、そしてこのシステムをつくり上げていく、こういう点での質疑が行われております。

その中で、昨年の6月8日、参議院厚生労働委員会で厚生労働省の水田保険局長がこのように答弁しております。「75歳以上の方々のご意見を踏まえて運営すべきことはそのとおりでありまして、何らかの形でそうした努力をしていきたい」、こういう答弁をしております。しかるに、今ご答弁ありましたように、この後期高齢者医療制度実施に当たっての基本をなす広域計画の案作成に当たって、広く府民の声を聴かずに議会に提案されている。

少なくとも今日の時代は、こういう重要な計画案を作成するに当たっては、素案をつくり、そして広くパブリックコメントを求めていく、これはこの間さまざまな計画案などについて実施されているところであります。つまり、これまでもこういう手法をとって広く府民のご意見をお聴きしながらこういう計画案をつくっている、当然のことだと考えます。

そういう意味では、今ご答弁にあったように、そういう手続を踏まずにこの本臨時議会に提案されているということについては、これは議論に入る以前の問題として重大だと思いますが、改めてこの広域計画案について広くパブリックコメントを求めていく、そういうお考えはおありでしょうか。

○太田議長 松本事務局次長。

〔事務局次長 松本考史君 登壇〕

○松本事務局次長 改めてパブリックコメントを求めていく考えはあるのかということでございますけれども、今議会で議決をいただきましたら、当然ホームページ等にも掲載をいたしますし、それについてのご意見、ご質問等をホームページ上で府民の方からいただける仕組みになっており

ますので、そういう機会は十分保障されているというふうに思っております。

○太田議長 北山議員。

〔1番 北山良三君 登壇〕

○北山議員 ご承知のとおり、パブリックコメントという制度の趣旨は、議会で決定されたものをホームページなどでお知らせして皆さんのご意見をお伺いするという制度ではございません。議会に諮られる前に行政が素案をつくり、広く府民の皆さんのご意見をお聴きし、それをパブリックコメントとしてコメントをちょうだいする。そのことによって議会に諮る案をさらに府民の皆さんのご意見を踏まえて提案する、こういうシステムではないかと思うんですね。こういう立場から見ると、パブリックコメントという手段をとらずに本議会に提案されているということについては、これはまさに手続が抜かされているのではないかと、そう考えます。そういう意味で、もう一度お伺いしますが、議会で決定される前にパブリックコメントを求める必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○太田議長 松本事務局次長。

〔事務局次長 松本考史君 登壇〕

○松本事務局次長 お答えいたします。

議会で現在今議案として上程させていただいておりますので、それまでにパブリックコメントをすべきではないかという再度のご指摘でございますけれども、議会での審議をいただくことによりまして、このパブリックコメントにかかわるというふうに申し上げるかどうかはございますけれども、十分住民の代表の方の議会での審議をいただいて、ご決定をいただいて、先ほども申しましたように、地方自治法の規定で速やかにということでもございましたので、事務局として、我々といたしましては、この議会に上程することが先決であるというふうに考えた次第でございます。その点、その趣旨を十分お酌みいただきまして、よろしくご審議のほど賜りたいと思います。

○太田議長 北山議員、ちょっと質疑が堂々めぐりのように思いますので、もう一問最後に機会与えますので、観点を若干変えて質問していただいたら望ましいと思います。

〔1番 北山良三君 登壇〕

○北山議員 別の角度からお伺いいたします。

この後期高齢者医療制度については、高齢者の医療確保法、これに規定されております。この法に基づいて、後期高齢者医療制度を具体化するに当たって、政府から出される、また厚生労働省から出される政省令によってその基準が明確にされていくとなっておりますが、現時点で、この広域計画をつくるに当たって政省令ほどの程度発せられているのでしょうか。

○太田議長 松本事務局次長。

〔事務局次長 松本考史君 登壇〕

○松本事務局次長 お答えいたします。

ただいま厚生労働省から出ておりますのは、いわゆる政省令のたたき台という案が出ております。まだ、ですから完全な形で、それが各それぞれ広域連合にありていう状態ではございません。

○太田議長 北山議員。

〔1番 北山良三君 登壇〕

○北山議員 厚生労働省からの省令がたたき台である。政府からの政令もたたき台の段階という、この今の段階で、大阪府の後期高齢者医療制度のこの広域計画を今直ちに今日議決を必要とするという根拠はございません。むしろそういう状況で、パブリックコメントもなし、そして政省令がたたき台の段階で我が大阪府の後期高齢者医療連合がその広域計画を決すとなれば、これはまさに時期尚早でありまして、そういう抽象的であいまいなままで議論をし、決めてしまっているのかというふうに考えざるを得ません。

そういう意味では、少なくとも次の定例会、11月に予定されるとお伺いしておりますが、次の定例会に諮るといふ措置をとるべきだと考えます。それに向けて、改めて行政の側としてこの素案をもとにパブリックコメントを求め、そして、その間に出されるであろう政省令の中身も具備した上で、明確な、そして具体的な大阪府広域連合としての広域計画として議会で議論し、策定すべきだ、議決を行うべきだ、そういうふうに考えます。

そういう意味では、今回は議論、表決は行わず、継続審議の扱いにしながら、そういうパブリックコメント等の手続を踏んだ上で議会の議論に諮るべきだと、こういうふうに主張いたしまして私の質疑を終わります。

○太田議長 通告のございました質疑及び討論は以上でございます。

これより第13号議案について採決いたします。

お諮りいたします。第13号議案について賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○太田議長 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第11、第1号報告「平成18年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算の専決処分の件」及び第2号報告「平成19年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算の専決処分の件」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

九鬼事務局長。

〔事務局長 九鬼康夫君 登壇〕

○九鬼事務局長 第1号報告「平成18年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算の専決処分の件」及び第2号報告「平成19年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算の専決処分の件」についてご説明いたします。

議案書71ページをお開きください。

まず、平成18年度一般会計予算につきましては、広域連合設立と同時に予算執行が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分としたものでございます。

歳入歳出予算の総額は2億5,004万円でございます。平成18年9月から平成19年1月16日までの間の広域連合設立準備に要する経費及び1月17日の広域連合設立から3月末までの間の広域連合の運営に係る職員人件費、広域連合システム構築に係る経費等を措置したものでございます。

歳入につきましては、広域連合規約に基づいて市町村からの負担金を計上しております。

次に、議案書73ページをお開きください。

平成19年度一般会計予算につきましては、平成18年度中に議会を開催することができなかったため専決処分としたものでございます。

歳入歳出予算の総額は15億9,285万4,000円でございます。

内容といたしましては、広域連合の運営のために必要な職員人件費や広域連合システムの整備に係る経費のほか、制度周知用のパンフレット等の作成経費、被保険者の方々に送付する被保険者証の封入封緘に係る経費等を措置したものでございます。

歳入につきましては、広域連合規約に基づく市町村からの負担金のほか、広域連合サーバールーム構築、ネットワーク設定等の工事に係る国庫補助金等を計上しております。

内容の詳細につきましては、別冊の説明書のとおりとなっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○太田議長 提案理由説明が終わりました。

第2号報告について、広瀬議員から通告がありましたので、質問を許可いたします。

広瀬議員。

〔14番 広瀬ひとみ君 登壇〕

○広瀬議員 ただいまご報告のありました平成19年度の一般会計予算についてご質問させていただきます。

本来は平成18年度中に行われるべき議員選挙を統一地方選挙後として議会の開催が今日に至ったことにより、約16億円もの予算が3月28日付で専決処分をされているものです。既に予算は執行中ではありますが、以下4点お伺いいたします。

1点目。予算に関する説明書の5ページの一般管理費11の需用費8,200万円の印刷製本費があります。パンフレット等の作成費用だとお聞きをしていますが、このパンフレットは後期高齢者の皆さんすべてにお届けすることができるのかお伺いをいたします。

同じく5ページの13委託料の中にホームページ作成委託料として50万円が計上されています。そこで、ホームページの作成に関して2点伺います。今後さらにこのホームページの利便性の向上、また情報の積極的発信を行うためにどのようなことを今後検討されているのか。議会の議事録、条例、例規集などは当然載せていただかなくてはならないと思うのですが、この点はどうか。ほかに

も、厚生労働省の方で行われております担当会議の会議資料や広域連合の担当者会議の議事概要、資料、契約関係の情報なども掲載をしていただくようにできないのかどうかお伺いをいたします。

次に、被保険者や府民意見を反映していくシステムについてですが、先ほども広域計画の策定に対してパブリックコメントさえもされていないということが問題として挙げられていたわけですが、他の広域連合さんのホームページを見ますと、こうした広域計画のパブリックコメントが今実施をされている状況なわけですから、当然こうしたパブリックコメントができるようにすべきだと思います。また、今ご質問やご意見はお受けできるような形にはなっているのですが、こういったご質問やご意見があったのか、これは掲載がされておられません。よくある質問などに対するお答えなどを載せていくことも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、6ページですけれども、2の電子計算費として委託料4億7,000万円が計上をされています。委託料の金額の中には非常に大きなものもあると思われませんが、議会の議決案件を要する委託料というのはありませんから、こうして予算として一括に示されてくるわけです。ちなみに、平成19年度予算の中で最も契約金額の高い委託契約はどのようなものなのか、またその入札の執行状況についてお聞かせをいただきたいと思います。

4点目に、情報セキュリティポリシー策定委託料として700万円の予算が計上されています。セキュリティポリシーの策定になぜこれほどの予算を要するのか、対策費用も含まれているのか、どのような契約になっているのか、既に策定がされたのかどうかご説明をお願いしたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○太田議長 松本事務局次長。

[事務局次長 松本考史君 登壇]

○松本事務局次長 お答えいたします。

まず、広報の点についてでございます。パンフレットを現在策定いたしておまして、第一陣のパンフレット、一応予定しておりますのは8月中ということでございまして、これは市町村経由のものと、それから各医療機関に配布をしてポスターとかパンフレットを置いていただくということで、第一陣についてはそういう予定をしております。それから、議員ご指摘の個人に対するものでございますけれども、来年の4月から制度が発足をしましてまいりますので、一つは来年の1月ぐらいをめどに、それぞれ対象者の方に個別の制度通知のご案内を差し上げるということで、これは個別通知でございますので、75歳以上の後期高齢の対象者の方すべてに届くということでございます。

それと、制度の間際でございますけど、被保険者証ですね、これは3月にお届けすることになっておりますので、その際にも制度のしおり、ミニガイド的なもの、こういうものも同封させていただきたいというふうな今のところ計画をしておりますので、1月なり3月の段階で個別のそういうご案内もそれぞれの被保険者の皆様方に届く予定でございますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

それから、ホームページにどういう内容を掲載するかということで、議会の議事録でありますとかいろいろご指摘をいただいておりますし、契約関係についてどういうふうな情報掲載を考えているのかということで、正直、私どもこの1月17日に発足をしたところでございますので、まだ準備段階でございますけれども、今まで行ってきております契約関係の情報などもホームページに掲載をいたしまして、広く府民の方に内容を公開するという立場でございまして、申し上げておきたいと思っております。

それから、パブリックコメントに関しまして、先ほど来からもいろいろご指摘をいただいております。また、ホームページの中で、先ほど答弁でも、府民の皆様方からご質問やご意見をいただいて、回答が必要な場合はそれについての回答を私どもの方で作成をしてメールで返信をするというふうなこともできるようになっております。今ご指摘のよくある質問等を載せるべきだということで、それらにつきましても、費用の点もございまして、検討をしてみたいというふうに思っております。

それから、具体の委託料の中で、非常に高い——高いというのは落札額の高いものについてということでございますので、いわゆる広域連合システムにかかわりますサーバー及び周辺機器装置の入札を本年の5月9日に実施しております。これは、通常の場合は単年度の契約でございますけれども、長期継続の契約ということで、5年間のいわゆるリース契約の内容でございますけれども、落札額につきましては、これ5年間分でございますけれども、8億4,229万7,400円ということで、落札率90.7%でございまして、落札されている業者は日本電子計算機株式会社ということになっております。この金額が今までの、これは一般競争入札でございますけれども、一番高額なものということでございます。

それから、セキュリティポリシーにかかわりまして入札を行っておりまして、落札額については509万円程度の落札額ということで、これにつきましては6月21日に執行しております。一応各市町村のセキュリティポリシーなども集めているいろいろな内部的な検討を行っておりまして、一応本年12月をめどに策定してみたいと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○太田議長 広瀬議員。

〔14番 広瀬ひとみ君 登壇〕

○広瀬議員 それぞれご答弁いただきましてありがとうございます。

まず、印刷製本費なんですけれども、残念ながら、この作成されるパンフレットは後期高齢者の皆さんのそれぞれの手元には行き渡らないということでございます。しかし、後期高齢者の皆さんへの広報というのは非常に重要な課題だと思います。世帯加入の国保と違って個々に保険料の算定もされることになる。これまで保険料のご負担をしていなかった方々にご請求が行くようになる。また、年金から自動的に天引きをされるわけですから、非常に混乱を招くおそれがあると思うんで

すね。1月には個別の通知を出していくということで今お答えいただいたわけなんですけれども、可能な限り早くこうした個別でのご説明というのを通知として差し上げて、そしてやっぱり個々にこれは相談に乗っていかないと、その方、その方によって本当に対応というのが変わってくるという問題があるんですよね。ですから、できるだけそうしたことに対応できるように早めの広報を心がけていただきたいということで、この点はお願いをしておきたいと思います。

ホームページにつきましても、まだこれからということなので、ぜひ先ほど述べました観点でも充実をしていただきたいというふうに思います。

委託料についてなんですが、5年契約ということですが、8億4,000万円もの契約が、私どもも含めまして全く知らないまま契約が完了している、こういうことでございまして、契約の公平性や透明性というのはできる限り担保しなければなりませんから、入札結果の公表については、やはり何か要綱なり基準を設けていただいて、一定の金額以上の契約については入札執行の状況の調書をつけて、そして、その他については契約の手法、金額、相手方、契約日、期間など一覧にまとめていただいて、私ども議会に対してもきちんとお示しをしていただき、またホームページ上でも可能な限りその掲載をしていくということでの対応をお願いをしておきたいというふうに思いますが、この点は再度お考えをお聞かせいただきたいと思います。

セキュリティポリシーについてなんですけれども、509万円ということでございます。大変重要だと思えます。しかし、金額の妥当性を評価するというのは非常に難しいというふうに思うんですね。ポリシーは理念、それから手順書をまとめたものですから、そうしたものをつくるのに果たして509万円必要なかどうかというのはなかなか評価が難しいというふうに思います。枚方市の場合ですと、職員が手づくりでやっておりますので、予算コストとしては1円もかかっていないということになるわけなんです。ポリシーに幾ら高いお金をかけてよいものをつくっても、実際の運用次第で、この中身がすべての職員、また委託事業者のスタッフもすべて行き渡るかどうか大きな課題だと思います。日常の業務をスムーズにこなすことと、それから強固な安全性を求めることは矛盾することでもあります。この間、情報流出事故が相次いでおりますけれども、最新の情報に常に注意を払いながら、絶対に安全ではないことを前提に、ポリシーの更新も含めてしっかりと対応していただきたいという点をお願いをしておきたいと思います。

もう1点だけ、すみませんがご答弁をお願いいたします。

○太田議長 松本事務局次長。

〔事務局次長 松本考史君 登壇〕

○松本事務局次長 お答え申し上げます。

議員の皆様方への入札結果のご報告についてでございますけれども、先ほど申しましたように、対府民の方への公開というのを今現在検討中でございますので、引き続いてその点についてもあわせて検討させていただきたいと思っております。

それから、8月中に実施予定の先ほどのパンフレットなんですけれども、ちょっと正確に申し上げておらなかったんですけども、一応先ほど市町村経由というふうに申しました。この分につきましてはそれぞれの市町村で、例えばその市の全世帯数を配布しようという市町村たくさんございますので、そのパンフレットにつきましてもそれぞれの方に届いていくというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○太田議長 通告のございました質疑及び討論は以上でございます。

これより第1号報告及び第2号報告を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本2件について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○太田議長 ご異議なしと認めます。よって、本2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、追加日程第12、第3号報告「大阪府後期高齢者医療広域連合公告式条例制定の専決処分の件」から第17号報告「大阪府後期高齢者医療広域連合長期継続契約に関する条例制定の専決処分の件」まで、15件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

九鬼事務局長。

〔事務局長 九鬼康夫君 登壇〕

○九鬼事務局長 第3号報告「大阪府後期高齢者医療広域連合公告式条例制定の専決処分の件」から、第17号報告「大阪府後期高齢者医療広域連合長期継続契約に関する条例制定の専決処分の件」までの15件につきまして、一括ご説明いたします。

本15件は、1月17日の広域連合設立以降、当面必要不可欠なものでございましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分とした条例でございます。

議案書75ページをお開きください。

第3号報告、大阪府後期高齢者医療広域連合公告式条例でございますが、この条例は、条例、規則等の公布の方法に関し必要な事項を定めるものでございます。

77ページをお開きください。

第4号報告、大阪府後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例でございますが、この条例は、広域連合の休日及び広域連合の機関に対する申請等の期限の特例を定めるものでございます。

79ページをお開きください。

第5号報告、大阪府後期高齢者医療広域連合事務分掌条例でございますが、この条例は、広域連合長の権限に属する事務を分掌させるための組織について定めるものでございます。

81ページをお開きください。

第6号報告、大阪府後期高齢者医療広域連合職員定数条例でございますが、この条例は、広域連

合長、議会、選挙管理委員会等の事務部局の職員の定数について定めるものでございます。

83ページをお開きください。

第7号報告、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例でございますが、この条例は、地方公務員法第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員の分限に関し必要な事項を定めるものでございます。

85ページをお開きください。

第8号報告、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例でございますが、この条例は、地方公務員法第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものでございます。

87ページをお開きください。

第9号報告、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例でございますが、この条例は、地方公務員法第31条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し必要な事項を定めるものでございます。

90ページをお開きください。

第10号報告、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例でございますが、この条例は、地方公務員法第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものでございます。

92ページをお開きください。

第11号報告、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例でございますが、この条例は、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間及び休暇等について必要な事項を定めるものでございます。職員の勤務時間につきましては、休憩時間を除き、1週間について38時間45分と定めております。

99ページをお開きください。

第12号報告、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例でございますが、この条例は、職員の育児休業及び地方公務員の育児休業等に関する法律の施行に関して必要な事項を定めるものでございます。

103ページをお開きください。

第13号報告、大阪府後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例でございますが、この条例は、大阪府後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関して必要な事項を定めるものでございます。

122ページをお開きください。

第14号報告、大阪府後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例で

ございますが、この条例は、特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給方法について定めるものでございます。報酬額につきましては、広域連合長月額5,000円、副広域連合長月額4,000円、議会議長月額1万5,000円、議会副議長月額1万4,000円、議会議員月額1万3,000円のほか、124ページの別表第2に定めるとおりでございます。

125ページをお開きください。

第15号報告、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例でございますが、この条例は、職員の給与に関して必要な事項を定めるものでございます。職員のうち、地方自治法の規定に基づく派遣職員につきましては、時間外手当及び休日勤務手当を除いて、給与は支給しない旨定めております。

147ページをお開きください。

第16号報告、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例でございますが、この条例は、職員の旅費に関して必要な事項を定めるものでございます。

156ページをお開きください。

第17号報告、大阪府後期高齢者医療広域連合長期継続契約に関する条例でございますが、この条例は、長期継続契約を締結することができる契約に関し、その内容及び期間等について定めるものでございます。

第3号報告から第17号報告までの説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○太田議長 提案理由説明が終わりました。

第3号報告から第17号報告について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、直ちにこれより本15件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本15件を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○太田議長 ご異議なしと認めます。よって、本15件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、追加日程第13、第18号報告「大阪府後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定の専決処分の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

九鬼事務局長。

〔事務局長 九鬼康夫君 登壇〕

○九鬼事務局長 第18号報告「大阪府後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定の専決処分の件」についてご説明いたします。

議案書158ページをお開きください。

本件は、広域連合の設立と同時に公金の取り扱いを行う必要がございましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分したものでございます。

地方自治法施行令第168条第2項の規定により、広域連合の公金の収納及び支払い事務を取扱わせる金融機関、指定金融機関として、株式会社三菱東京UFJ銀行を指定したものでございます。

指定に当たりましては、大阪府内市町村における指定金融機関の実績を相当数有する大手都市銀行3行に企画提案書の提案を求め、その財政安定性、手数料、短期借入金等の内容を審査の上、最も高い評価を得た株式会社三菱東京UFJ銀行を指定いたしました。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○太田議長 提案理由説明が終わりました。

第18号報告について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、直ちにこれより採決をいたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○太田議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

次に、追加日程第14、大阪府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○太田議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選と決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することとしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○太田議長 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、萬谷順一氏、中谷寛氏、正木隆開氏、岩本ひろみ氏、以上4名を指名いたします。

続いて、補充員の指名をいたします。なお、委員に欠員が生じた場合の補充順位は、指名順といたします。

補充員には、北村環氏、佐藤康平氏、森井昌仔氏、長沼利和氏、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方々を選挙管理委員及び補充員の当選人と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○太田議長 ご異議なしと認めます。よって、萬谷順一氏、中谷寛氏、正木隆開氏、岩本ひろみ氏が選挙管理委員に、北村環氏、佐藤康平氏、森井昌仔氏、長沼利和氏が補充員に当選されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

広域連合長から閉会のごあいさつがあります。

吉道広域連合長。

〔広域連合長 吉道 勇君 登壇〕

○吉道広域連合長 大阪府後期高齢者医療広域連合議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今回の臨時会におきましては、広域連合が事務を進めていく上での基本となる案件についてのご審議をいただき、いずれも原案どおりのご議決あるいはご承認を賜りましたことに対して厚く御礼を申し上げます。

ご承認いただきました案件に基づき、後期高齢者医療制度創設に当たっての事務を円滑に進め、来年4月に向けた準備に万全を期してまいり所存であります。

議員の皆様におかれましては、引き続き格別のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

長時間にわたりまして誠にありがとうございました。

○太田議長 これをもちまして、平成19年第1回大阪府後期高齢者医療広域連合議会7月臨時会を閉会いたします。

お疲れ様でございました。

午後4時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

臨時議長 山本三郎

議長 太田勝義

署名議員 北山良三

署名議員 神原昭二